

質問に対する回答（令和2年6月29日公表）

Q 1 プロモーションの集客目標・目安はありますか。

A 1 集客目標・目安は設定しておりません。業務の目的に適した規模をご提案ください。

Q 2 商談に県職員がご同行できない場合、どなたが判断するのでしょうか。業務委託先が交渉レベルまで介入できるのでしょうか。

Q 2 商談に当たり、事前に価格、数量等の交渉内容について示しますが、即決をせずに、県と相談して決めることとなります。

Q 3 狭山茶は、過去2年ほどフランスでのプロモーションを行っているかと思いますが、既にフランスへの輸出に携わっている貿易会社（シッパー）の指定がありますか。

A 3 2年間のプロモーションの結果、小売店等が指定する貿易会社を通じて注文を受けたことはありますが、サプライヤー契約等を結んで、取引をしているところはありません。

2年間商談を行ってきた中で、今後取引の可能性がある小売店等（2社程度）には、今年度も引き続き商談を行いたいと考えています。

Q 4 商品パッケージを作成する際に、抹茶は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。

A 4 抹茶は含まれません。抹茶については、既存のパッケージを利用する予定です。

Q 5 作成した商品パッケージのシールの商品への貼り付け作業は、生産者（もしくは埼玉県）で行われるのでしょうか。

A 5 貼り付け作業は、県で行います。

Q 6 商品パッケージについて昨年のデータをご提供いただき、そのデータを使用して情報の追加や修正を行うことは可能でしょうか。

Q 6 可能です。

Q 7 商品パッケージを作成するとありますが、これはデザインを行い、印刷用版下作成までの作業であり、印刷会社への相見積りや印刷の手配、および印刷代金は委託料に含まれないという理解で宜しいでしょうか？

A 7 商品パッケージのデザイン及びシールの印刷までを含めた委託となります。

Q 8 4種類で2,000袋分の表、裏シール等の準備とありますが、これは成分表やフランス語の商品名、商品の特徴を示すためのものですか。

A 8 表は商品デザイン、裏面は商品の特徴や飲み方等を想定しています。食品ラベル（賞味期限等）については、県が別途作成し、貼り付けることを想定しています。

Q 9 商品パッケージの使用用途は何でしょうか。

A 9 輸出用商品のパッケージとなります。

また、同パッケージの商品をプロモーション用、サンプル用としても使用します。

Q 10 EU向けの包装資材とデザインとありますが、言語表示をおのおのの国に適応する必要がありますので、EUの中でもどこの国用か教えていただけますか。

A 10 フランス用です。

Q 11 フランスでのプロモーション前にパッケージを完成させ、新しいEU向けパッケージでプロモーションと商談に挑むという工程でしょうか。

A 11 そのとおりです。

Q 12 残留農薬検査に関して、指定の検査機関はありますか。

A 12 特にありません。EU内での取引可能な検査機関での検査をしてください。

Q 13 残留農薬検査の期間が7月から10月とありますが、仮に期間中にフランスがロックダウンされた場合は、残留農薬検査の期間の延長はお考えでしょうか。

A 13 状況に応じて、延長は可能と考えています。その場合は契約変更を行います。

Q 14 検査にあたり、先に日本から検体となる商品を配送する必要がありますが、この費用は、委託金額の予算内で計上するという事でしょうか？

A 14 日本から検査機関への配送費用は、委託金額に含まれます。16検体を2回にわけて検査することを想定しています。

Q 15 検査結果はフランス語または英語になりますが、その翻訳も業務内容に含まれますか。

A 15 検査結果が英語であれば、翻訳の必要ありません。可能な限り英語の検査結果としてください。

Q16 県職員（3名）は同日程でしょうか。ディストリビューターとのアポイントメントは、数回にわたり月をまたいで行われます。そうなった場合、これに対応する県職員の方のご出張は可能でしょうか。

A16 県職員のフランスへの渡航は、商談とプロモーションを目的としており、渡航する3名は同日程、かつ1回の渡航を想定しています。

Q17 新型コロナウイルス感染拡大により、ロックダウンが業務遂行途中に起きるなどして、事前に支払い済の前金が戻って来ない場合、キャンセル料も含め、どのような判断になるのでしょうか。

A17 事業を実施しないことの決定が契約締結前である場合、企画提案の結果にかかわらず、契約先候補者と契約を締結しません。

契約締結後、本業務全体や個別の事業を実施しないことを決定した場合、契約先と協議の上、契約の解除や変更を行います。契約の解除や変更までに支出した費用については、協議して定めた額を支払います。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で業務遂行途中に中止や変更が考えられる業務については、事前に県の指示を受けて開始してください。